

○熊本市健康増進法施行細則〔食品保健課〕

平成15年5月13日

規則第55号

改正 平成17年3月31日規則第54号

平成24年2月13日規則第30号

令和2年7月17日規則第72号

令和5年1月25日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯の指定通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による調査世帯への通知は、国民健康・栄養調査を実施する旨の通知を交付することにより行うものとする。

(令5規則4・一部改正)

(特定給食施設の届出)

第3条 法第20条の規定により、省令第5条に定める特定給食施設に係る届出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 特定給食施設の設置 特定給食施設設置届
- (2) 省令第6条各号に掲げる事項の変更 特定給食施設変更届
- (3) 特定給食施設の休止又は廃止 特定給食施設休止（廃止）届

(令5規則4・一部改正)

(管理栄養士配置施設の指定通知)

第4条 法第21条第1項に規定する指定（次項において「指定」という。）をしたときの設置者への通知は、管理栄養士配置施設指定通知書を交付することにより行うものとする。

2 省令第7条各号に定める基準に該当しなくなったことにより指定の解除をしたときは、管理栄養士配置施設指定解除通知書により通知するものとする。

(令5規則4・一部改正)

(勧告及び命令)

第5条 法第23条第1項に規定する勧告は、栄養管理勧告書を交付することにより行うものとする。

2 法第23条第2項に規定する命令は、栄養管理命令書を交付することにより行うものとする。

(令5規則4・一部改正)

(栄養管理状況報告書)

第6条 特定給食施設の設置者又は管理者は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間について栄養管理状況報告書を作成し、その年4月15日までに市長に提出しなければならない。

(平24規則30・全改、令5規則4・一部改正)

(特定給食施設栄養指導票)

第7条 栄養指導員が、法第24条第1項の規定に基づく立入検査等を行ったときの指導は、特定給食施設栄養指導票を交付することにより行うものとする。

(令5規則4・一部改正)

(小規模給食施設)

第8条 市長は、特定かつ多数の者に継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設(特定給食施設を除く。)の設置者又は管理者に対し、法第18条第1項第2号の規定に基づく栄養管理の実施に係る指導又は助言を行う上で必要があると認めるときは、当該施設の設置者又は管理者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(平24規則30・追加)

(書類の様式等)

第9条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令5規則4・追加)

(雑則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平 2 4 規則 3 0 ・ 旧第 8 条繰下、令 5 規則 4 ・ 旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(熊本市栄養改善法施行細則の廃止)

- 2 熊本市栄養改善法施行細則（平成 4 年規則第 3 9 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 3 1 日規則第 5 4 号）

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 2 月 1 3 日規則第 3 0 号）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第 6 条の規定は、この規則の施行の日の属する同条に規定する期間以後の期間について適用する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 7 日規則第 7 2 号）

この規則は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 2 5 日規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。